

兵庫地方労働審議会

第1回兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会

議事録

令和8年5月25日（月） 10時00分～12時35分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	今井委員、梅野委員
家内労働者委員	中西委員、堀井委員、森田委員
委託者委員	石塚委員、谷口委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 兵庫地方労働審議会兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規程について (3) 令和7年度兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果について (4) 兵庫県釣針製造業最低工賃に係る改正諮問について (5) 兵庫県釣針製造業に係る最低工賃の改正決定について (6) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 それでは定刻となりましたので、ただ今から兵庫地方労働審議会 第1回兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会を開催させていただきます。 梅野委員が少し遅れるということで、先程ご連絡がございました。岡崎委員と齒染委員がご欠席ということですが、地方労働審議会令第8条第1項の規定により定足数を充足しておりますことをご報告いたします。 本日は、第1回目の専門部会となりますので、このあとの部会長が選出されるまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきます。 まず、本日の専門部会につきましては、兵庫地方労働審議会及び家内労働部会と同様に公開としておりましたが、傍聴の申し込みはありませんでしたのでご報告いたします。 それでは、議題に入らせていただきます。議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」です。 お配りしております兵庫地方労働審議会 第1回兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会	

と題した審議会資料のうち、右下頁数の1頁目をご覧ください。

こちらは、専門部会委員名簿となります。本日、ご出席の委員の皆様は兵庫地方労働審議会会長の指名により、この兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会の委員に就任していただいております。

この委員の中から、最低工賃専門部会の部会長及び部会長代理を選出していただく必要がございます。別にお配りしております「家内労働関係法規」という資料の23頁目をご覧ください。こちらは、地方労働審議会令ですが、その第6条第4項に定めるところによりまして「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから、当該部会に属する委員および臨時委員が選挙する。」とされ、また、部会長代理の選出につきましては、同第6条第6項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」ことになっております。

兵庫地方労働審議会の慣行では、まず、公益代表委員の皆様のご相談等により部会長及び部会長代理の候補者をご推薦していただき、その後、ご推薦いただいた委員をこの専門部会にお諮りするということにさせていただいていますが、当部会の選出につきましても同様に選出していただくことでよろしいでしょうか。

○各委員
(異議なし)

○下風賃金指導官

それでは、公益委員の方から部会長及び部会長代理のご推薦をお願いいたします。

本日、ご欠席されています公益代表委員の岡崎委員からご伝言をお預かりしておりますので、事務局からお伝えさせていただきます。

岡崎委員から「部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員を推薦いたします。」とのことでした。

公益委員の方を含めて、部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員に務めていただくということで、労働側、委託者側の委員の皆様もよろしいでしょうか。

○各委員
(異議なし)

○下風賃金指導官

ご異議なしということでしたので、部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員が選出されたものとして確認いたします。

それでは、この後の専門部会の議事進行につきましては、今井部会長をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○今井部会長

部会長に選出されました今井です。慎重審議かつ円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、部会委員の皆様にはご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、まず、この専門部会の議事録の内容を確認していただく委員を指名したいと思います。

当専門部会の議事録確認については、公益側、家内労働者側、委託者側のそれぞれを代表する委員各1名が確認することとしたいと思います。

公益側としては、私が議事録確認を行うことといたします。

では、家内労働者側の委員はどなたにされますか。

○中西委員

森田委員をお願いします。

○今井部会長

はい、ありがとうございます。森田委員でお願いいたします。

次に、委託者側委員側は、どなたにされますか。

○谷口委員

それでは、谷口をお願いします。

○今井部会長

それでは、当専門部会において議事録を確認いただくのは私と森田委員、谷口委員とすることといたします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代替りの委員を指名するというようにしたいと思いますますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

それでは、議題(2)の審議に入ります。部会の運営について、事務局からご説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、事務局からご説明させていただきます。

お配りしております兵庫地方労働審議会専門部会資料と題した部会資料の4頁目をご覧ください。

こちらは現在の兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規定となります。1番下の附則

のところに表記されていますように平成 15 年 5 月 13 日の施行改定が最後となっております。そのため、事務局におきまして、本審である兵庫地方労働審議会の運営規定との整合性を確認しました。その上で、当該運営規定の改正案を審議資料 5 頁目【資料 4】として作成しております。

変更内容といたしましては、各条文上にカッコ書きでタイトルを付し、会議の招集やテレビ会議等での開催、会議の公開、議事録の取り扱い等について追加しております。

一度、このとおり改正して良いかどうかをご審議していただけたらと思います。そのご審議の結果、これで良いということでしたら、改正を行いたいと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○今井部会長

ありがとうございます。事務局から、この最低工賃専門部会運営規定についての改正についてのご提案をいただきました。

このとおり、改正してよろしいでしょうか。何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

委員の皆様の同意が得られましたので、この専門部会の運営規程については、事務局案のとおり本日付けで改訂することといたします。

続いて、議題（3）実態調査結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

(部会資料 5、6、7、8 及び 9 を説明。)

説明は以上となります。

○今井部会長

事務局から、議題（3）についてのご説明をいただきました。

何かご質問等はございますか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特にご質問等ないようであれば、続きまして、議題（4）改正諮問について、事務局からご説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、お手元にお配りしております専門部会資料の 48 頁をご覧くださいと思います。

こちらは、令和 8 年 1 月 26 日に開催いたしました兵庫地方労働審議会家内労働部会におきまして、兵庫県釣針製造業最低工賃について改正決定の必要性があるとの結論をいただいたものとなります。2 月 20 日の兵庫地方労働審議会に同部会の報告を行ったものです。

続きまして、49 頁をご覧くださいと思います。これが、先程申しました 2 月 20 日の兵庫地方労働審議会本審におきまして、兵庫労働局長から本審会長に諮問を行いました。こちらは、その諮問文の写しとなります。

なお、家内労働法第 21 条第 1 項に「審議会は、最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」と規定されており、2 月 20 日に開催されました兵庫地方労働審議会本審におきまして、釣針製造業の最低工賃については、その専門部会の場で審議することと、その審議結果を本審での議決とすることを確認していただいております。

以上のことから、最低工賃専門部会を設置し、本日、第 1 回目の専門部会を開催していただいたということになってございます。

事務局からの説明は以上となります。

○今井部会長

ありがとうございます。ただ今のご説明について、何かご質問等はございますか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

ご質問等ないようでございますので、それでは、議題(5)の審議に入りたいと思います。兵庫県釣針製造業についての最低工賃の金額審議についてとなります。

まず、最低工賃改正に対する基本的なご意見ということで、家内労働者側、委託者側の順番で最低工賃の金額提示及びその理由等についてご発言いただき、そこから審議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に家内労働者側、委託者側それぞれの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○家内労働者、委託者各委員

お願いします。

○今井部会長

では、それぞれで打ち合わせをお願いいたします。

(別室に移動し、家内労働者側、委託者側それぞれ打ち合わせを実施)

○今井部会長

それでは、審議を再開させていただきます。

まず、家内労働者側委員から理由とともに改正する最低工賃額の提示をお願いいたします。

○中西委員

家内労働者側としましては、昨今の物価高の影響等もございますし、日本の伝統を継承していくということも含めまして、全ての工賃の改定が必要であると思っております。

○今井部会長

合わせて、金額のご提示をお願いできますでしょうか。

○森田委員

すみません。しっかりと金額のところまで確認ができていなかったのですが、10何年前には物価動向を考えていなかったかも知れませんが、ここ数年では物価上昇もかなりあるということでありまして、物価高騰に伴う価格転嫁が一つの話題にもなっていますけど、それらを考慮すると、それ相応の引き上げも考えられると思っております。

以上です。

○中西委員

具体的な金額を言わなければいけないのでしょうか。

○安積賃金室長

そうですね。金額の提示がなければ金額の詰めができないかと思われるので、ご提示いただけた方が議論のスタートを切りやすいと思います。

○中西委員

そうですね。もう一度、別室で打ち合わせをさせていただきます。

(別室に移動し、家内労働者側打ち合わせを実施)

○今井部会長

それでは、審議を再開させていただきまして、家内労働者側から、先程理由のところをご説明いただきましたので、金額提示のところからお願いいたします。

○中西委員

はい、大変失礼いたしました。家内労働者側としましては、資料 44 頁に記載されている工賃平均額を金額提示としてまとめたいたと思います。

○今井部会長

ありがとうございます。鮎友釣針の改定についてはいかがでしょうか。

○中西委員

鮎友釣針については最低工賃適用の対象者がいらっしゃらないということなので、不要かなと思います。それ以外の規格については、こちらの工賃平均額の金額でお願いします。

○今井部会長

ありがとうございます。

次に委託者側委員から理由とともに改正する最低工賃額の提示をお願いいたします。

○谷口委員

それでは、委託者側の意見を申し上げたいと思います。

まず、状況から申し上げたいと思うのですが、今、釣針業界に限らずの話なのですが、中小企業にとって、皆さんもご承知のとおり従業員の賃上げについて、今も賃上げ基調なので、上げていかなければいけない状況にあります。中小企業にとって賃上げをしている理由というのは、売り上げが上がったからその上がった分を従業員の方に還元するために賃上げをしているというよりは、賃上げをしていかないと従業員が離職してしまったり、若しくは、新しく採用をするにしても初任給を上げないと中々採用もできなかったりということで、大部分の中小企業は防衛的賃上げという形で、要は利益を削ってでも賃上げに回さないと従業員を確保できないという事情で、賃上げをしているところが大多数だということがございます。そういう意味では、大前提として今までの利益が賃上げの分削られて、どんどん利益が細っている状況にあることをご承知いただければと思います。

そういった状況の中でもやはり、20 年間最低工賃は改定されていませので、そういう状況の中で最低工賃がいくらまでであれば委託事業者として問題ないかというところを申し上げたいと思いますが、こちらこの釣針製造のお仕事を出している事業者さんの中には、先程申し上げた状況の中で、儲けが多く取れているところもあれば、中々厳しいところもあるもので、一律の率にすると少しおかしいことになるかも知れませので、全ての業務毎に最低となる工賃の金額を申し上げたいと思います。

まず、丸セイゴ針は 1.5 円、チヌ針は 2.1 円、鮎友釣り針は、もう今は、内職さんに発注していませんので、こちらはもう廃止をしてもよろしいかなと考えております。それから次に、キス針が 24 円、ハゲ針が 25 円、胴突仕掛が 18 円。包装につきましては、据え置き 3 円というのが委託事業者側の結論でございます。

包装を据え置く理由としては、包装が 1 番内職をされている方が人数的にも多いのは十

分承知しており、ここを改定すると非常にそれを喜んでいただける方が多いという状況も分かるのですが、その分逆にここを上げると1番経営にとっては大きな負担を強いることになります。

ですので、こちらを上げると逆に海外への発注が増えて、お願いをする仕事量が減るという可能性もあって、その辺のさじ加減が中々難しいところであるので、委託者側の意見としては、包装は据え置きの3円としたいと考えております。

委託者側からの意見は以上でございます。

○今井部会長

ありがとうございます。家内労働者側、委託者側の双方から改定する最低工賃の金額提示と、そのお考えをお聞きいたしました。

家内労働者側からは物価高の影響であるとか、物の伝統の継承等から工賃改定が必要とのご意見があり、金額的には、

糸結び（丸セイゴ針）については、0.42円引き上げの1.82円。

糸結び（チヌ針）については、0.55円引き上げの2.55円。

糸結び（鮎友釣針）については、改正不要というご意見。

仕掛け（キス針）については、4円引き上げの24円。

仕掛け（ハゲ皮付針）については、9.24円引き上げの28.54円。

仕掛け（胴突仕掛け）については、6.92円引き上げの23.92円。

包装（バラ針）については、0.96円引き上げの3.96円。

をご提示いただきました。

委託者側からは、昨今の従業員の賃上げというのが、人材確保という観点から防衛的賃上げになっておりまして、利益を削って実施していること等が大前提になっており、事業者ごとの状況が大分違うということで、一律の基準ではなく規格毎の金額提示をいただきました。

糸結び（丸セイゴ針）については、0.1円引き上げの1.5円。

糸結び（チヌ針）については、0.1円引き上げの2.1円。

糸結び（鮎友釣針）については、廃止。

仕掛け（キス針）については、4円引き上げの24円。

仕掛け（ハゲ皮付針）については、5.7円引き上げの25円。

仕掛け（胴突仕掛け）については、1円引き上げの18円。

包装（バラ針）については、据え置き。

特に包装を1番人数で多いところで、ここを上げることが一番喜ばれるということは充分承知しているものの、ここを上げることが一番経営のご負担になって、海外への輸出等を招くというような部分も合わせてご説明をいただきました。

双方からお聞きした内容では、金額に開きがございますので、これから、その金額を詰めてまいりたいと思います。

最初に公益側と家内労働者側とでお話しをさせていただきまして、その後、公益側と委

託者側とでお話をさせていただくというふうに進めてまいりたいと思います。

○石塚委員

少しよろしいでしょうか。

○今井部会長

はい。

○石塚委員

家内労働者に仕事を出させてもらっている立場から説明をさせていただきたいのですが、今ほとんど生産については中国で増えています。国内でやっているのは間に合わせの一部というのが現状でして、特に、仕事が多いキスの投げ釣り仕掛けとか、規格にハゲ皮と書いてありますけどサビキ仕掛、胴突仕掛、こういうものはほとんど海外生産で作られています。なので、実態と違っているなというのと丸セイゴ針とか、チヌ針とか、バラ針もそうですけども、規格では大きく括ってあるのですが、釣針の仕掛の場合は多品種少量生産ですよね。だから、同じ丸セイゴでも幅広くあり、丸セイゴではない、キス針とか、チヌ針とか、針の種類もすごく多品種なのです。

なので、こういう形で一律に取り分けをされているかと思うのですが、その辺をよく把握せずに、平均単価等を調査で回答されているところもあるのではないかと思います。非常に多品種なので、丸セイゴが11ミリや12ミリであったり、ハリス2号であったり、長さも55センチであったり、1メートルがあったり、1メートル50があったりとすごく幅広くあるのです。その中で、調査でこのような質問をしても、その辺の事情もよく分からずに回答されている場合もあると思うのが一つと、それからこのバラ針に関しても、米粒位の針から、5センチあるような針等、すごい多品種で、それによって、針を単純に包装するにしましても、20本位入るものもあれば、2、3本しか入っていないものもあるので、その辺によっても加工等違うので、いかに検品するか等によって、単価の設定が全く違うのです。だから、単純に規格にはバラ針15本入と書いてありますが、全品種15本入っている訳ではないのです。要するに、それぞれの針の単価が違いますので、同じチヌ針でもサイズ毎に入り数が変わりますし、針のサイズと色の種類によって全く値段が違うので、そのようなことがものすごく多いのです。ただ単純に針を15本ととっても、多品種であることを加味した回答をしているかというところがあって、平均単価というのは一つの基準ではあるとは思いますが、本当に現状に合っているかというのが、少し疑問に思うことがあります。

私達としても、従業員はもちろん内職さんにおいても、内職さんも募集をしても中々集まらないという状況の中で、仕事をしていただいた方にはなるべく多く報酬を受け取っていただく形では考えているのですが、中々厳しい状況が続いていますので、少しは最低工賃を上げたいと思うのですが、一方でそのような厳しい状況があることを考えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○中西委員

すみません、教えていただきたいのですが、釣針業界の方が家内労働者に仕事をしていただく理由というのは、海外に発注できない仕事をやっていただいているということなのか、それとも昔からやっていただいているのでその付き合いもあって継続してやっていただいているということなのか、その辺りはどうなっているのでしょうか。

○石塚委員

先程も言いましたように、すごい多品種に渡りますので、あまり少量のものは海外に出しにくいという現状があります。

釣針は日本で作っているところもある一方、例えば中国の品質が上がってきたのでそちらで手配することもあります。ただ、海外で生産委託するとなると、こちら及び相手側からの送料、そして受託者側に支払う工賃等色んなものを加味すると、ある程度のボリュームの量で発注しないと、中々元が取れないという事情があります。少量で出したりすると、運賃だけでも結構掛かってしまうので、全部が全部、中国生産かということそうではありません。

今は、中国ばかりではなく、ベトナムとか、タイですとか、バングラデシュとか、色々な国に発注をしていて、昔は台湾とか韓国であったり、中国に移ったりと生産国も拠点が変わってきてはいるのですが、やはり色々なチャージが乗ってきて、高くなるので、全部が全部、海外でやる訳ではありません。一方で、特に多くの量を発注できるような仕事は海外で行われることが多いです。

○今井部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、事務局の方からご案内お願いいたします。

○安積賃金室長

では、公益委員の方と家内労働者側委員の方で、打ち合わせをしていただいでよろしいでしょうか。場所をご案内させていただきます。

(別室に移動し、公・家労者会議、公・委託者会議、家労者・委託者会議を実施)

○今井部会長

それでは、審議の結果がどうなりましたか教えていただけますでしょうか。

○谷口委員

双方、結論に至りましたので、委託者側から代表してご報告をさせていただきます。

丸セイゴから胴突仕掛までは先程、私が委託者側として申し上げたとおりの金額となりました。

それから包装につきましては先ほど、私から3円の据え置きでと申し上げましたが、こちらについては各種物価等の高騰もあって、内職の工賃が据え置きとなると実質の金銭価値が下がってくるということになるので、今の経済情勢から考えたときにもう少し内職に従事されている方に配慮して欲しいというご意見もいただきましたので、そこは何とか経営する側としても、経営の合理化を努めて、少し工賃の見直しをさせていただくということになりました。

結論としては、包装につきましては3円を3.1円、すなわち3円10銭に引き上げることで合意いたしましたのでご報告いたします。

○今井部会長

それでは、審議の結果、家内労働者側、委託者側双方の意見が一致したと考えますので、本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきたいと思います。

家内労働者側様から、また委託者様側からも改定事情等も併せて、それぞれの金額の提示をいただきまして、当初は隔たりがございましたが、様々な話し合いを経て今の金額の一致をみたとのことですので、ありがとうございます。

以上のとおり、本専門部会での金額改正については結論が出ましたので、報告、答申の手続きに入ってまいりたいと思います。

最低工賃の金額審議の結果につきましては、兵庫地方労働審議会運営規程10条において、最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とすることを規定しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で、事務局に部会報告案及び答申文案を作成してもらい、答申を行うこととします。

では、まず全会一致であることについての確認を改めて行わせていただきます。

兵庫県釣針製造業の最低工賃の改正内容については、

糸結び（丸セイゴ針）については、0.1円引き上げの1.5円

糸結び（チヌ針）については、0.1円引き上げの2.1円

糸結び（鮎友釣針）については、廃止

仕掛け（キス針）については、4円引き上げの24円

仕掛け（ハゲ皮付針）については、5.7円引き上げの25円

仕掛け（胴突仕掛針）については、1円引き上げの18円

包装（バラ針）については、0.1円引き上げの3.1円

とすることでご異議ございませんでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○今井部会長

ありがとうございます。では、改正した最低工賃の効力発生日について、事務局からご説明いただけますか。

○安積賃金室長

では、事務局よりご説明させていただきます。

お手元にお配りしてあります配付資料の1番最後の頁、50頁目をご覧くださいと思います。こちらが、効力発生予定日の一覧表となっております。本日、答申していただくこととなりますと、この表の左枠の答申日、5月25日(月)のところになり、ご覧いただきますと発効予定日が最短で7月31日(金)となります。異議申出の状況や公示の関係で遅れることもあるようですので、早くてもこの日以降での発効になると思われます。以上です。

○今井部会長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、本日の答申となると発効日は7月31日以降となるようでございます。皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは、最低工賃の改正額について、席者全員のご賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては全会一致により兵庫県釣針製造業の最低工賃の改正内容について、

糸結び(丸セイゴ針)については、0.1円引き上げの1.5円

糸結び(チヌ針)については、0.1円引き上げの2.1円

糸結び(鮎友釣針)については、廃止

仕掛け(キス針)については、4円引き上げの24円

仕掛け(ハゲ皮釣針)については、5.7円引き上げの25円

仕掛け(胴突仕掛け針)については、1円引き上げの18円

包装(バラ針)については、0.1円引き上げの3.1円

とすることを確認いたしました。

では、事務局において、この内容で専門部会のご報告文案及び答申文案の作成をお願いいたします。

○下風賃金指導官

それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局作成の報告文案を部会長が確認後、各委員に配布。)

○今井部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい。それでは読み上げさせていただきます。

令和8年5月25日

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭 涼子 殿

兵庫地方労働審議会

兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会

部会長 今井 陽子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和8年2月20日、兵庫地方労働審議会において付託された兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び 〔右の規格の釣針と 糸を結ぶ作業〕	丸セイゴ針 10～13 号、 ハリス 2 号 長さ 55 センチメートル付	1 円 50 銭
	チヌ針 3～5 号、 ハリス 2 号 長さ 1.5 メートル付	2 円 10 銭
仕 掛 け 〔右の規格の釣針の 仕掛けを作る作業 及び包装作業〕	キス針 6～13 号、3 本針、2 セット入	24 円
	ハゲ皮付 7 本針仕掛	25 円
	胴突仕掛、2 本針、2 セット入	18 円
包 装 〔右の規格の釣針の 包装作業及び針の 選別作業〕	バラ針 15 本入、台紙付	3 円 10 銭

4 効力発生の日 法定どおり
以上でございます。

○今井部会長

ありがとうございました。ただ今、読み上げていただいた、報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○今井部会長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文といたします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局は、答申の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○石塚委員

少しいいでしょうか。

○今井部会長

はい。

○石塚委員

仕掛けの方でキス針となっているのですが、これをキス仕掛けにした方が良くかなと思います。ハゲ皮付7本仕掛けもサビキという仕掛けなので、サビキ仕掛けにした方が良くと思います。大きな問題ではないのですが。

○安積賃金室長

いえ、折角の機会ですのでこの場で訂正させていただきたいと思います。家内労働側委員の方はよろしいですか。

○家内労働者側各委員

(異議なし)

○石塚委員

また、胴突（どうとつ）ではなく、胴突（どうつき）仕掛けでいいですね。

ハゲ皮付7本針仕掛けに関しては、ハゲ皮でなくても鯖皮もあつたりしますので、ハゲ皮で限定する必要はありません。ハゲ皮・鯖皮・スキン等色々疑餌の種類があるので、ハゲ皮付7本針仕掛けのことをサビキ7本仕掛けとした方がいいと思います。

○安積賃金室長

これは1番最初に規格を設定した時にハゲ皮と敢えて限定したと思われるのですが、それを広げてもいいのでしょうか。

○石塚委員

疑餌が変わるだけなので、仕事自体は同じです。鯖皮等が該当しなくなり、別に最低工賃25円を下回ってもいいですよという判断がされる恐れがあると思います。この仕事はサビキ仕掛け7本針と呼ばれています。

○安積賃金室長

サビキはカタカナで書くのでしょうか。

○石塚委員

サビキはカタカナです。これもビニール等が付いているとか付いてないとか色々あるの

ですが、そこまではいいかなと思います。現状で一括りにするとしたら、この記載の仕方がより徹底されているかと思います。

○安積賃金室長

では、すぐに訂正してまいりますので、しばらくお待ちください。

○中西委員

鮎友釣針ですが、廃止をこの場で決めてその旨を答申文に書かなくていいということについては特に問題はないのでしょうか。

○安積賃金室長

問題はないです。工賃表内での記載がなくなるということになり、何月何日をもって廃止したということは記載しません。効力の発生日に鮎友釣針の規格がなくなるという扱いになります。

○中西委員

分かりました。

○今井部会長

それでは、先程読み上げていただいた報告文案から、石塚委員からご意見いただいた部分について、キス針をキス仕掛に修正いただいたものと、ハゲ皮付をサビキ仕掛と修正いただいたものを正式な報告文とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

ありがとうございます。それでは、答申文の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

答申文案を直ぐ作成いたしますのでしばらくお待ちください。

すみません、報告文案のサビキ仕掛の部分で、後に続く7本針仕掛と、仕掛という文言が二つ続いていますので、後ろの仕掛の記載を消させていただきますがよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○事務局

それでは、サビキ仕掛 7 本針とさせていただきます、そのように答申文案を修正し、後で配布させていただきます。

(事務局作成の答申文案を部会長が確認後、各委員に配布。)

○今井部会長

それでは、事務局の方で答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

令和 8 年 5 月 25 日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭 涼子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について(答申)

本審議会は、令和 8 年 2 月 20 日付け兵労発基 0220 第 2 号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

(専門部会委員氏名読み上げ省略)

兵庫県釣針製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

以下に関しては、先程の報告のとおりでございます。ただし、仕掛けのところに関しては再度、読み上げさせていただきます。

仕 掛 け 〔 右の規格の釣針の 仕掛けを作る作業 及び包装作業 〕	キス仕掛 6～13 号、3 本針、2 セット入	24 円
	サビキ仕掛 7 本針	25 円
	胴突仕掛、2 本針、2 セット入	18 円

以上でございます。

○今井部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは、答申文案から、案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することといたします。

本日は、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いいたします。

(事務局、答申文を作成し、部会長より労働基準部長に答申文を手交。)

○今井部会長

ありがとうございます。

引き続き議題(6)その他についてですが、事務局から、何かご説明等ありますでしょうか。

○安積賃金室長

はい。本日の兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定の経過に関しましては、今年の秋に開催されます兵庫地方労働審議会の場合において、先程ご確認いただきました報告文をもって当部会長から本審会長にご報告していただくこととなります。

また、本日の答申内容に対する異議申出の手続きにつきましては、労働局の掲示板とホームページに本日中に公示させていただきます。このため、異議申出期間は公示の翌日から15日以内となっておりますので、先程ご説明させていただきました資料の最後の効力発生予定日一覧表のとおり、6月9日が異議申出の締切期限となります。

異議申出がなされましたら、家内労働法9条3項の規定によりまして、労働局長が審議会の意見を求めなければならないとされていますので、次の地方労働審議会本審でご審議いただくこととなります。

異議申出がない場合は、速やかに官報公示手続きを行いますので、官報公示後30日を経過した時点で、改正された最低工賃の法定発効となります。そのため、発効日は7月31日以降となる見込みです。

発効となりましたら、事務局におきまして関係機関、関係団体等に速やかに改正周知を行っていく予定としております。

以上となります。

○今井部会長

ありがとうございました。その他、事務局から何かございますか。

○丸山部長

私から一言お礼申し上げます。本日の兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会では、建設的な議論をいただきまして本当にありがとうございます。本工賃を基に引き続き、業界の発展と家内労働者の福祉が向上されることを期待しております。

本日はありがとうございました。

○今井部会長

ありがとうございました。これをもちまして兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会の審議を終了いたします。

委員の皆様方には 20 年以上振りとなるこの最低工賃の改正審議のご出席いただき、また、円滑な審議のご協力をいただき誠にありがとうございました。

その結果、無事に結審に至ることができました。

この場を借りて御礼を申し上げます。

それでは、これを持ちまして、兵庫地方労働審議会兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

今井 陽子

森田 直樹

谷口 幸史